

山形県の入札制度(建設工事関係)のあらまし

※平成21年1月現在(3を除く)

1. 工事規模別入札方式

工事規模	入札方式※	地域要件	低入札対策
26億3千万円以上	一般競争入札	なし(WTO案件)	低入札価格調査制度
1億円以上26億3千万円未満	一般競争入札 (条件付)	県内全域	
4千万円以上1億円未満		各総合支庁単位(4ブロック)	
1千万円以上4千万円未満	同上 [事後審査方式]	総合支庁本庁舎又は分庁舎管内(7ブロック)	最低制限価格制度
250万円超1千万円未満		総合支庁本庁舎又は分庁舎管内の複数市町村の区域内	

- ※ 設計金額26億3千万円未満で、次に該当する工事は指名競争入札とすることができずとされています。
- ・災害の応急工事等、早期に発注する必要のある工事(4千万円未満の工事に限る。)
 - ・製作者、施工者が限定されている工事
 - ・指定修繕工事等で小額の工事(5百万円未満の工事に限る。)
 - ・その他一般競争入札(条件付)とすることが著しく不利益と認められる工事

2. 地域要件と応札可能業者数の確保

1件の工事の入札に応札可能な業者数は20者以上とすることを原則とし、これを下回る場合は、上記の地域を超えた地域要件を設定し、競争性を確保しています。

3. 発注基準(平成21年4月～)

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事/管工事	舗装工事
A	9,000万円以上	1億5,000万円以上	6,000万円以上	3,000万円以上
A及びB	3,500万円以上	5,000万円以上	2,000万円以上	1,000万円以上
	9,000万円未満	1億5,000万円未満	6,000万円未満	3,000万円未満
B及びC	1,000万円以上	1,000万円以上	2,000万円未満	1,000万円未満
	3,500万円未満	5,000万円未満		
C及びD	1,000万円未満	1,000万円未満		

4. 指名競争入札における選定業者数

- ① 建設工事
おおむね12名以上
- ② 業務委託
3,000万円以上は15名前後、1,000万円以上3,000万円未満は12名前後、1,000万円未満は10名前後

5. 総合評価落札方式

評価方式	対象工事	工事価格	評価項目
標準型	難易度が高く技術的工夫の余地のある工事	4千万円超	施工上の社会要請に係る技術提案・交通安全対策、騒音・振動対策、工期短縮等
簡易Ⅰ型	技術的工夫の余地は少ないが、技術的課題のある工事	1千万円超 3億円以下	施工計画、品質管理
簡易Ⅱ型	上記に該当しない一般的な工事(内地域密着型の工事)	1千万円超 原則1億円以下	工事实績、技術者の経験、工事成績(、地域貢献活動)